(5)　行政推進体制の充実、強化

都道府県労働局においては、平成28年４月に、雇用均等行政と労働基準行政、職業安定行政がより一層の連携を図れるよう、雇用均等室に労働基準部及び職業安定部の一部の機能を移管し、新たに雇用環境・均等部（室）として改組している。厚生労働省においても、雇用均等・児童家庭局等の組織改編が予定されている。当該部（室）等において、労働相談の対応を一体的に実施することや、個別の労働紛争の未然防止と解決を一体的に実施することとあわせて、これらの業務実施体制の整備・強化・効率化に努める。また、関係法令等の周知、実施等に当たっては、情報通信技術を積極的に活用する等、行政サービスの質的向上に努めるとともに、業務効率化を図る。

○経済産業省告示第三十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）の施行に伴い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項及び第二項並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を実施するため、平成二十四年経済産業省告示第百三十九号（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十九年三月十四日　　経済産業大臣　世耕　弘成

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正法　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）をいう。

二　旧法　改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法をいう。

三　整備令　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）をいう。

四　一般送配電事業者等　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号に規定する送電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいう。

五　接続契約　再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者等が維持し、及び運用する電線路との電気的な接続に係る契約（送電事業者との契約にあっては、平成二十九年三月三十一日までに締結されたものに限る。）をいう。

六　みなし認定事業者　改正法附則第四条第一項、第五条第三項又は第六条第三項（整備令第四条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により法第九条第三項の認定を受けたものとみなされる者をいう。

七　供給開始日　特定契約に基づき認定発電設備（みなし認定事業者に係る旧法第三条第二項に規定する認定発電設備を含む。）が最初に再生可能エネルギー電気の供給を開始した日をいう。

八　運転開始期限日　法第九条第三項の認定を受けた日（みなし認定事業者にあっては、当該認定を受けたものとみなされる日）から起算して三年を経過する日をいう。

九　太陽光発電設備に係る指定電気事業者　北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社及び沖縄電力株式会社をいう。

十　洋上風力発電設備　海に設置される風力発電設備であって、船舶により当該風力発電設備に係る風車及び風車を支持する工作物（以下「風車等」という。）を設置し、かつ、船舶により当該風車等の保守に従事する者及びその保守を行うために必要な器材その他の物資を輸送することを要するものをいう。

（太陽光発電設備に係る調達価格等）

第二条　次に掲げる日のうちいずれか遅い日が平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備に係る調達価格等は、次の表の再生可能エネルギー発電設備の区分等の欄に応じて、それぞれ同表の調達価格の欄に掲げる価格及び同表の調達期間の欄に掲げる期間とする。

一　当該設備に係る接続契約の申込みの内容（当該契約に係る太陽光発電設備の仕様、設置場所及び接続箇所並びに当該設備の出力が十キロワット以上のものにあっては、当該申込みを撤回した場合にその相手方である一般送配電事業者等が当該申込みの内容の検討に要した費用について、当該申込みを行った者が支払うことに同意する旨の内容を含むものに限る。以下この条において同じ。）を記載した書面の当該契約に係る一般送配電事業者等による受領の日

二　旧法第六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の認定（以下「旧認定」という。）の日

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	四十二円	十年間
二	出力が十キロワット未満のもの（当該設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給されるものに限る。）	三十四円	十年間
三	出力が十キロワット以上のもの	四十円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間

備考

イ　調達価格の欄に掲げる価格は、一キロワット時当たりのものとし、第一号及び第二号の調達価格の欄に掲げる価格は、消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

ロ　調達期間の欄に掲げる期間は、供給開始日を起算日とする。

ハ　その出力が十キロワット以上のものについて、当該設備に係る接続契約が平成二十八年八月一日以降に締結された場合であって、当該設備に係る供給開始日が運転開始期限日より後の日である場合には、当該設備に係る調達期間は、調達期間の欄に掲げる期間から当該運転開始期限日から当該供給開始日までの期間を除いたものとする。